

総務委員会資料

○付託議案説明資料

第128号議案 県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例
県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例説明書

・・・・・・・・ P1

令和2年12月8日

出 納 局

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の理由

県税外収入金（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入（使用料、手数料等の「公法上の歳入」）に限る。）に係る延滞金の割合は、本条例に基づき、県税に係る延滞金の割合と同様とする取扱いとしている。

今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布され、地方税の延滞金に係る規定が改正されたため、当該条例を改正する。

2. 条例改正の内容

附則第4項の延滞金の特例を定める規定中、用語及び定義を地方税法に準じて改正する。

(改正前)			(改正後)		
	延滞金(1年当たりの割合)		延滞金(1年当たりの割合)		
	1月以内		1月以内		
本則 (第2条第1項)	7.3%	14.6%	7.3%	14.6%	
特例 (附則第4項)	特例基準割合+1% 7.3%を超える場合は7.3%	特例基準割合+7.3%	延滞金特例基準割合+1% 7.3%を超える場合は7.3%	延滞金特例基準割合+7.3%	
R元の財務大臣の告示に基づき計算した割合	2.6%	8.9%	2.6%	8.9%	

○延滞金特例基準割合（改正後）

租税特別措置法93条2項に規定する平均貸付割合（※）+年1%

R2年(1~12月) 0.6+1.0=1.6% → 延滞金 1月まで2.6% 1月超 8.9%

※前々年の9月から前年の8月までの各月における新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

3. 施行期日 令和3年1月1日（地方税法改正規定の施行日）